○財務省告示第百四十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年三月二十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年四月二十三日

財務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第四回	二億円	九十四円七十九銭
〃	〃	二億円	九十四円八十四銭
〃	〃	二億円	九十四円八十九銭
〃	〃	十億円	九十四円九十五銭
〃	第五回	七億円	九十六円八十九銭
〃	〃	十億円	九十六円九十一銭
〃	第七回	七億円	九十六円二十三銭
〃	〃	四億円	九十六円三十一銭
〃	〃	二十九億円	九十六円三十九銭
〃	第九回	五十三億円	九十七円四十六銭
〃	第十回	三十六億円	九十七円二十七銭
〃	第十二回	一億円	九十六円七十七銭
〃	〃	七億円	九十六円七十八銭
〃	〃	七十一億円	九十六円八十八銭
〃	〃	九十三億円	九十六円九十四銭
〃	〃	十五億円	九十六円六十五銭
〃	第十四回	四十億円	九十六円六十九銭
〃	〃	五十億円	九十六円七十三銭
〃	〃	二百五十億円	九十六円七十四銭
〃	〃	二十億円	九十六円七十八銭
〃	〃	二百億円	九十六円七十九銭
〃	〃	二億円	九十六円八十四銭
〃	第十五回	四十五億円	九十七円七十九銭
〃	第十六回	三十五億円	九十七円十四銭
〃	〃	十一億円	九十七円十五銭
合計		一千二億円	

○財務省告示第百四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年四月二十三日

財務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

（別表）

国債の名称	記号	買入消却実行日	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価額
利付国庫債券（十年）	第二百七十回	平成二十二年三月十五日	六千六百万円	百円
分離元本振替国庫債券（三十年）	第二十六回	〃	一千八百万円	五十二円四十二銭
分離元本振替国庫債券（三十年）	第十四回	平成二十二年三月十七日	一千二百万円	五十六円四十一銭
合計			九千六百万円	

○財務省告示第百四十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年四月二十三日

財務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第二回	八億九百二十一万円	八億五百三十五万八千百七十五円
〃	第四回	二十三億六千四百八十八万円	二十三億五千三百六十二万三千百八十五円
〃	第六回	四十三億八千九百三十万円	四十三億六千八百四十万六千九百五十三円
〃	第八回	五十五億九千二百三十二万円	五十五億六千五百七十万五百八十一円
〃	第十回	七十七億二千六百五十七万円	七十六億八千九百七十九万千五百五十六円
〃	第十二回	三十五億九千九百三十一万円	三十五億八千二百十七万七千三百二円
合計		二百四十四億八千百五十九万円	二百四十三億六千五百五万七千七百五十二円